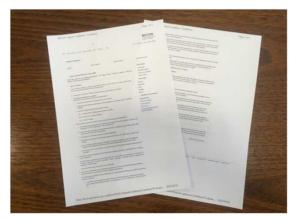
【日本企業との連携】国産ペットフードの輸出支援 (オーストラリア・キャンベラ)

実施日: 令和2年3月13~20日 実施期間: 在オーストラリア大使館 関連企業: いなば食品株式会社

【概要】

- ●国産ペットフードに添付されていた衛生証明書の内容では、豪当局の定める衛生条件を満たさないという理由で、入港直前に差し止めとなり、3月13日に、輸出元であるいなば食品(株)はシドニー総領事館へ支援を依頼。
- ●輸入が差し止めとなった場合、高額な倉庫使用料が嵩むほか、最悪の場合、廃棄や日本への返送のための費用も必要となるため、迅速な対応が必要。
- ●動植物検疫は豪連邦政府所管であることから、シドニー総領事館は直ちに 連邦政府との調整窓口である在豪大と情報を共有。
- ●在豪大担当者は、輸入条件の内容を精査し、豪当局(農業水環境省)及び 日本の当局(農林水産省)の双方に、証明事項を補完する情報提供を行うこと により、日本への返送を回避し、無事輸入できるよう連絡・調整。
- ●豪当局は、農林水産省からの補完的な情報提供を受け、20日に輸入を認め、いなば食品(株)は、膨大な財政的損出を回避するとともに、今後の販路拡大にとって重要な顧客との信頼関係を保った。

在オーストラリア大使館



豪当局が定めるペットフードの輸入条件 (BICON: Australian Biosecurity Import Conditions)



輸入実現後に、いなば食品(株)代表より謝辞とともに当館に情報提供のあった英語版CMデモ画像のワンシーン